

宮広給第278号  
平成26年12月3日

施術機関 各位

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局長  
(公 印 省 略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る往療料の適正な算定について（通知）

日頃より、後期高齢者医療制度につきまして、御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、「療養費の支給基準」に基づく適正な取扱いをお願いしてきたところですが、残念ながら一部に往療料の重複請求が散見され、これらへの対応のため返還請求等、全体の支払業務に遅延等が生じております。

つきましては、円滑な支払業務のため、各施術機関におかれましては、別添「往療内訳書」を参考の上、施術時間の記載がある内訳書を平成27年1月施術分から作成いただき、適正な請求に努めていただきますようお願いいたします。

なお、故意又は重大な過失による往療料の重複請求が確認された施術機関においては、代理受領の取扱いを中止する場合がありますので、御承知いただきますよう併せてお願いいたします。

宮城県後期高齢者医療広域連合  
給付課 給付第二班 廣田  
〒980-0011  
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号  
宮城県自治会館9F  
電話 022-266-1021